

## 助成金給与規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東華教育文化交流財団（以下「この法人」という。）定款第4条第3号に基づき、助成対象事業及び助成金支給事業の細則について定め、業務の適正確実な運営を図ることを目的とする。

#### (助成対象事業となる条件)

第2条 日中両国の教育、学術、文化交流を通じて両国間の相互理解と友好増進に寄与する事業を対象事業とする。

### 第2章 助成対象者の決定と助成金の給付

#### (助成金支給の申請手続)

第3条 助成金の支給を受けようとする者は、次の書類をこの法人に申請しなければならない。

- (1) 事業主（主催者等）を証する書類
- (2) 中国側の事業単位を証する書類
- (3) 事業の具体的な計画・内容・予算・時期
- (4) その他選考審査委員会が必要とするもの

#### (助成対象事業の決定)

第4条 助成対象事業の選定は、前条の申請のあった事業について選考審査委員会であらかじめ選考及び審査した候補事業のうちから理事会が決定する。

2 前項により助成対象事業を決定したときは、その旨を直接、申請事業に通知するものとする。

#### (助成対象事業の選考基準)

第5条 助成対象事業の選考及び審査は、この規程及び別掲の基準に基づき、総合的に評価して行う。

#### (助成金額)

第6条 助成金額は申請に基づき査定する。（上限は500万円）

#### (支給方法)

第7条 助成金は、各事業の実施前に支給する。

(助成金の停止または返還請求)

第 8 条 助成対象事業が次に掲げる違反事項に該当すると認められた場合は、助成金の停止又は、支給された助成金の返還を求めることができる。

- (1) 申請書及び関連書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 助成金が応募内容以外の目的に使用された場合

### 第 3 章 補則

(事業主の報告義務)

第 9 条 この法人の助成金を受けた事業は、事業終了後おおむね 1 ヶ月以内に事業報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

(助成金受給の明記)

第 10 条 この法人の助成金を受給し事業を行う際には、その旨を明記しなければならない。

(規程の変更)

第 11 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を受けなければならない。

別掲 (助成対象事業に関する選考審査基準)

1 助成対象事業の選考及び審査は、次に掲げる基準に基づいて行うものとする。

(1) 事業等が、次の基準を満たしていること。

日中両国の教育、学術、文化交流を通じて両国間の相互理解と友好増進に寄与する事業であると認められること

事業が営利目的で行われているものでないと認められること

事業主が事業計画を確実に実行できる見込みがあると認められること

(2) 事業計画及び予算等を助案して、事業の実行に経済的援助を必要とすると認められること。必要と認められる範囲内において、国若しくは地方公共団体又は他の団体等から助成金等を受けることを妨げない。

### 附 則

1 この規程は、昭和 63 年 11 月 25 日から施行する。

2 平成 2 年 3 月 19 日一部変更

3 平成 3 年 2 月 15 日一部変更

4 平成 8 年 3 月 7 日一部変更

5 この規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 22 年 10 月 1 日施行)